

○岡山商科大学大学院規程

(平成 7 年 4 月 1 日 制定)

改正

平成 8 年 3 月 29 日	平成 9 年 3 月 28 日
平成 10 年 3 月 27 日	平成 10 年 10 月 20 日
平成 12 年 9 月 29 日	平成 12 年 10 月 17 日
平成 12 年 11 月 30 日	平成 13 年 1 月 30 日
平成 13 年 3 月 5 日	平成 13 年 6 月 26 日
平成 13 年 7 月 31 日	平成 14 年 1 月 11 日
平成 14 年 4 月 19 日	平成 14 年 11 月 15 日
平成 15 年 10 月 2 日	平成 15 年 12 月 5 日
平成 16 年 2 月 9 日	平成 16 年 5 月 11 日
平成 16 年 6 月 7 日	平成 16 年 11 月 12 日
平成 16 年 12 月 6 日	平成 17 年 2 月 7 日
平成 17 年 11 月 10 日	平成 18 年 1 月 24 日
平成 18 年 5 月 2 日	平成 18 年 12 月 8 日
平成 18 年 12 月 19 日	平成 19 年 3 月 14 日
2007 年 5 月 24 日	2008 年 4 月 7 日
2008 年 7 月 7 日	2009 年 2 月 17 日
2009 年 10 月 1 日	2009 年 12 月 9 日
2010 年 1 月 13 日	2010 年 3 月 12 日
2011 年 3 月 22 日	2012 年 3 月 21 日
2012 年 9 月 19 日	2013 年 8 月 26 日
2013 年 12 月 11 日	2014 年 3 月 17 日
2014 年 7 月 10 日	2015 年 3 月 19 日
2015 年 3 月 26 日	2016 年 4 月 25 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山商科大学学則（以下「学則」という。）第 4 条に基づき、岡山商科大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本大学院の目的)

第 2 条 本大学院は、広い視野に立って精深な学識を培い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(大学院の教育理念)

第 2 条の 2 第 2 条に規定する目的を達成するため、本大学院の教育理念は、社会科学の各専攻分野における高度な専門的知識と、具体的社会事象に関する問題分析能力、理論的予測能力、創造的な政策立案・実践能力を備えた人材の養成とする。

(自己評価)

第3条 本大学院の自己点検評価は学則第2条に従って実施する。

(課程及び専攻)

第4条 本大学院に置かれる研究科に、次の課程及び専攻を置く。

商学研究科 修士課程商学専攻
法学研究科 修士課程法学専攻
経済学研究科 修士課程経済学専攻

2 課程、専攻の英訳名称は次の通りとする。

名称	英訳名称
修士課程	Master Course
商学専攻	Commercial Science
法学専攻	Law
経済学専攻	Economics

(教育目標)

第4条の2 各研究科の教育研究上の目標及び人材養成に関する目標を次の通り定める。

研究科	教育目標
商学研究科	経営学、商学及び会計学の理論的分野と実践的分野において、国際社会及び地域社会に貢献できる専門的な知識を備えるための教育研究を行い、グローバルな視野を持つ地域ビジネス・プロフェッショナルを養成する。
法学研究科	法学に関する専門的・実践的な教育研究を行い、これにより企業法務の担い手たる人材、あるいは税理士など高度に専門性を備えた人材を育成するために必要な能力を養成する。
経済学研究科	経済学に関する理論的・実証的な教育研究を行い、これにより総合的・実践的能力を体得した地域経済・プロフェッショナルを養成する。

(標準修業年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は、2か年とする。ただし、1年制コース及び3年制コースにおいては、それぞれ1か年及び3か年とする。

2 修士課程における修業年数は、5年を超えることができない。

(収容定員等)

第6条 各研究科の収容定員等は、次のとおりとする。

研究科	入学定員	収容定員
商学研究科	20名	40名
法学研究科	10名	20名
経済学研究科	10名	20名

(学年・休業日)

第7条 学年は、4月1日と10月1日に始まる。4月1日に始まる場合は、翌年3月31日に終わり、10月1日に始まる場合は、翌年9月30日に終わる。

2 1学年の授業は30週とする。ただし、定期試験等の日数は含まない。

3 休業日については、学則第10条を準用する。この場合において、同条中「教授会」とあるは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第8条 授業科目は、各研究科の定める主要科目、関連科目及び共通科目から成り、各授業科目及び単位数は、別表の定めるところによる。

2 別表に掲げるもののほか、学長は、第36条に定める研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の意見を聴き、臨時に授業科目を開設することができる。

(単位修得)

第9条 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位修得の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。ただし、当該授業科目担当の教員が学年の中途中に退職し、又はその他の事情により単位修得の認定ができないときは、研究科委員会の定めるところにより他の教員がこれに当たる。

第10条 単位修得の認定の方法は、試験又は研究報告による。

(履修方法)

第11条 学生は、その在学期間に、各研究科規程に定める単位を32単位以上（商学研究科3年制コースにおいては36単位以上、法学研究科においては30単位以上）修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究科規程で定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第12条 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者が、それぞれの学校の教諭の専修免許状を取得しようとする場合は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定める所要の単位を修得しなければならない。

2 各研究科において当該所要資格を取得できる免許教科の種類は、次のとおりとする。

商学研究科	商学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
法学研究科	法学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民

第3章 学位の授与

(学位の種類)

第13条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

商学研究科	修士（商学）
法学研究科	修士（法学）
経済学研究科	修士（経済学）

2 学位の英訳名称は次の通りとする。

名称	英訳名称
修士（商学）	Master of Commercial Science

修士（法学）	Master of Law
修士（経済学）	Master of Economics

第14条 学位及びその授与について必要な事項は、学位規程で定める。

第4章 入学、休学及び退学等

(入学資格)

第15条 修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第67条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力をあると認められた者で、22歳に達した者

2 商学研究科1年制コースにおいては、前項に該当し、かつ主として実務の経験を有する者とする。

(入学時期)

第16条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学志願)

第17条 入学を志願する者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに所定の入学検定料を納入しなければならない。

(選考)

第18条 入学志願者に対しては、選考のうえ各研究科委員会の意見を聴き、学長が合格不合格を決定し、通知する。

(入学許可)

第19条 前条の合格通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに所定の入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学及び復学)

第20条 休学及び復学については、学則第30条、第31条及び第32条を準用する。

ただし、学則第30条中保護者又は保証人連署は、この限りでない。この場合において、学則第31条第2項中「第5条、第6条及び第19条」とあるは「第5条」と読み替えるものとする。

(退学)

第21条 退学については、学則第33条を適用する。ただし、保護者又は保証人連署は、この限りでない。

(再入学)

第22条 削除

(除籍)

第23条 学生の除籍については、学則第34条を準用する。この場合において、同条第1項第3号中「第6条に定める在学年数」とあるは「大学院規程第5条第2項に定める修業年数」と読み替えるものとする。

第5章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第24条 本大学院研究科の学生以外の者であって、大学院に入学する資格を有するものが、本大学院において特定の授業科目（研究科の授業科目のうち1科目又は数科目）の履修を希望するときは、履修希望科目の担当教員の承諾を得たうえ、当該研究科委員会において選考し、本大学院の科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生が、選択した授業科目を履修して、その試験に合格したときは、その授業科目の所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生として履修した授業科目については、当該科目等履修生が本大学院の正規学生となったときは、本大学院の正規の授業科目として単位の認定をすることができる。

(研究生)

第25条 大学院に入学する資格を有する者であって、本大学院において特定の教員の下で特定の研究を希望するものは、本大学院の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、提出された書類及び口答試問の結果に基づいて審査し、本大学院の研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等の許可)

第26条 前2条の許可に当たっては、第18条及び第19条の規定を準用する。

(科目等履修生等の細則)

第27条 科目等履修生及び研究生の取扱いに関する細則は、別に定める。

第6章 入学検定料及び納付金

(入学検定料・入学金・授業料等)

第28条 入学検定料及び入学金並びに授業料、教育充実費（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

費　　目	金　　額	備　　考
(1) 入学検定料	30,000円	ただし、試験の種類等によって以下の金額とする。 ① 15,000円 ② 10,000円

		③5、000円 ④徵収しない
(2) 入学金	220、000円	本学の学部を卒業後、大学院へ入学する者の入学金は、110、000円とする。
(3) 授業料	年額 660、000円 年額 1、000、000円	前期・後期の分納とする。 商学研究科1年制コースの入学から1年間のみ適用。前期・後期の分納とする。 商学研究科3年制コースの3年次に適用。ただし、最初の1年とする。 3年次の最初の期に一括納入とする。
	年額 330、000円	
(4) 教育充実費	年額 320、000円 年額 160、000円	前期・後期の分納とする。 商学研究科3年制コースの3年次に適用。ただし、最初の1年とする。 3年次の最初に期に一括納入とする。

2 入学検定料及び入学金の納付期間は、各入学年度ごとに別に定めるものとし、授業料等の納付期限は、次のとおりとする。

- (1) 前期 4月30日 ただし、新入学生については、各入学年度ごとに別に定める。
- (2) 後期 10月31日
- (納付)

第29条 納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

(納付金の返還)

第30条 納入した納付金は、これを返還しない。ただし、入学手続に係る納付金の取り扱いについては別に定める。

(納付金規程)

第31条 前3条に定めるもののほか、入学検定料及び入学金並びに授業料等その他納付金に関し必要な事項は別に定める。

(留学生の授業料)

第32条 私費外国人留学生の授業料の減免等については、学則第41条を適用する。

第7章 賞罰

(賞罰)

第33条 本大学院学生の賞罰については、学則第42条及び第43条を準用する。この場合において、学則第42条中「学部長」とあるは「研究科長」と、学則第43条中「教授会」とあるは「研究科委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

第8章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第34条 本大学院における授業及び研究指導は、原則として教授が行うものとし、特に必要と認められるときは、相当の研究業績を有する准教授若しくは講師又はその他の者をもって充てができるものとする。

(大学院委員会)

第35条 大学院に大学院委員会（以下「委員会」という。）を置き、学長、大学院長、各研究科長及び各研究科ごとの推薦に基づき学長が指名する各1名の者を委員として構成する。

2 委員会に附議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 大学院担当教員の人事に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他大学院の運営に関する重要な事項
(研究科委員会)

第36条 各研究科に研究科委員会を置き、当該研究科の授業科目を担当する岡山商科大学の専任教員をもって構成する。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議して意見を述べる。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして別途学長が定めるもの。

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 前2項のほか、必要な事項を報告することができる。

（事務組織）

第37条 大学院の事務を処理するため、教学部教務課に大学院係を置く。

（関係規程）

第38条 この章に定めるもののほか、大学院の教員組織及び運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第39条 この規程の改廃は、大学院委員会の意見を聴き、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。ただし、改正後の第28条の規定は、平成10年度の入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成10年10月20日から施行する。ただし、改正後の第28条第1項は、平成11年度の入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成12年9月29日から施行し、別表は平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行し、平成13年度大学院入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月2日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日までに入学した学生は、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2008年4月1日から施行する。

2 2008年3月31日までに入学した学生は、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、2008年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2010年4月1日から施行する。

2 2010年3月31日までに入学した学生は、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、2009年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

別表

商学研究科商学専攻

主要科目	単位数
商業学特論	2
商業学特論研究指導	8
経営学特論	2
経営学特論研究指導	8
組織論特論	2
組織論特論研究指導	8
中国企業論特論	2
中国企業論特論研究指導	8
生産マネジメント学特論	2
生産マネジメント学特論研究指導	8
情報技術論特論	2
情報技術論特論研究指導	8
商業史特論 I	2
商業史特論 II	2
商業史特論研究指導	8
国際経営論特論	2
国際経営論特論研究指導	8
マーケティング論特論	2
マーケティング論特論研究指導	8
リスクマネジメント・保険論特論	2
リスクマネジメント・保険論特論研究指導	8
観光学特論	2
観光学特論研究指導	8
観光環境論特論	2
観光環境論特論研究指導	8
情報処理論特論	2
情報処理論特論研究指導	8
サービス経営論特論	2
サービス経営論特論研究指導	8
流通システム特論	2
流通システム特論研究指導	8
地域振興論特論 I	2
地域振興論特論 II	2
地域振興論特論研究指導	8
会計学特論 I	2
会計学特論 II	2

会計学特論研究指導	8
管理会計論特論Ⅰ	2
管理会計論特論Ⅱ	2
管理会計論特論研究指導	8
財務会計論特論Ⅰ	2
財務会計論特論Ⅱ	2
財務会計論特論研究指導	8

関連科目	単位数
人的資源管理論特論	2
経営戦略論特論	2
イノベーション経営論特論	2
社会科学基礎特論Ⅰ	2
社会科学基礎特論Ⅱ	2
消費者分析特論	2
商品学特論	2
観光産業論特論	2
証券市場論特論	2
流通情報論特論※	2
外国文献研究※	2
国際会計論特論Ⅰ	2
原価計算論特論Ⅰ	2
原価計算論特論Ⅱ	2
簿記論特論	2
会計実務論特論Ⅰ	2
会計実務論特論Ⅱ	2

法学研究科法学専攻

主要科目	単位数
民法特殊講義 I	2
民法研究演習	8
商法特殊講義 I	2
商法特殊講義 II	2
商法研究演習	8
税法特殊講義 I	2
税法特殊講義 II	2
税法特殊講義 III	2
税法特殊講義 IV	2
税法特殊講義 V	2
税法研究演習	8
労働法特殊講義	2
労働法研究演習	8
法哲学特殊講義	2
法哲学研究演習	8
憲法特殊講義	2
憲法研究演習	8
行政法特殊講義	2
行政法研究演習	8
民法特殊講義 II	2
民法研究演習	8
紛争処理法特殊講義	2
刑事法特殊講義 I	2
刑事法特殊講義 II	2
刑事法研究演習	8
医事法特殊講義	2
医事法研究演習	8

関連科目	単位数
企業法務法特殊講義	2
国際法特殊講義	2
国際私法特殊講義	2
政治学特殊講義	2

共通科目	単位数
知的所有権法特殊講義	2

経済学研究科経済学専攻

主要科目	単位数
経済原論特殊講義	2
経済原論研究演習	8
経済変動論特殊講義	2
経済変動論研究演習	8
統計学特殊講義	2
統計学研究演習	8
財政学特殊講義	2
財政学研究演習	8
金融論特殊講義	2
金融論研究演習	8
国際経済学特殊講義	2
国際経済学研究演習	8
システム分析特殊講義	2
システム分析研究演習	8
経済政策特殊講義	2
経済政策研究演習	8
社会政策特殊講義	2
社会政策研究演習	8
労働政策特殊講義	2
労働政策研究演習	8
地域経済論特殊講義	2
地域経済論研究演習	8
地域経済史特殊講義	2
地域経済史研究演習	8
地域開発論特殊講義	2
地域開発論研究演習	8

関連科目	単位数
市場システム論特殊講義	2
金融工学特殊講義	2
ミクロ経済学特殊講義	2
地方財政論特殊講義	2
中小企業論特殊講義	2
消費経済論特殊講義	2
地域データ解析特殊講義	2
シミュレーション分析特殊講義	2

共通科目	単位数
計量経済学特殊講義	2
外国文献研究	2
経済学特殊講義	2

2-1-20-01-6